

# 6章 緑化重点地区

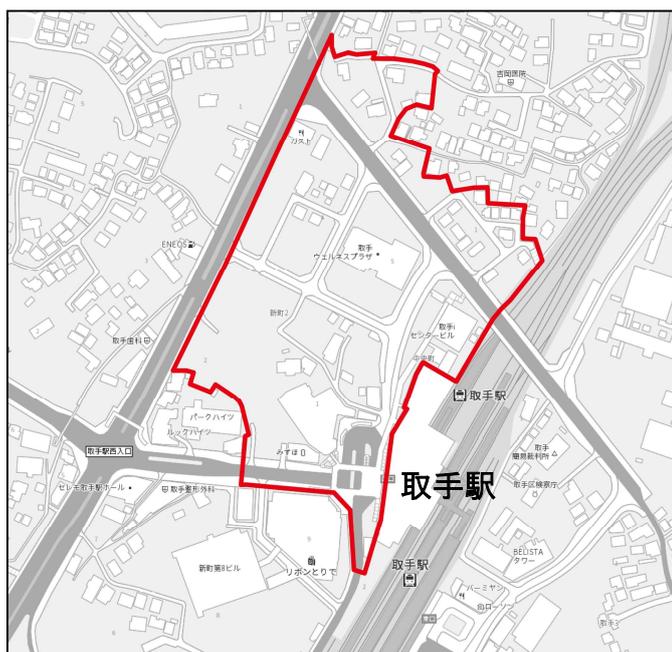
## 1 緑化重点地区の概要

緑化重点地区とは、都市緑地法<sup>※</sup>に基づき「緑の基本計画」に定めることのできる「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことです。緑化重点地区の基本方針に沿って緑化施策を総合的に講じ、重点的な緑化を推進します。

## 2 緑化重点地区の設定

本計画では、健康・医療・福祉・環境機能の充実に主眼を置いた持続可能な中心市街地として再整備事業を実施している取手駅西口周辺地区について、事業に際し、取手市の顔にふさわしい緑豊かな憩いの空間を創出するため、緑化重点地区とします。

なお前計画で緑化重点地区に設定されていた3つの地区のうち「取手緑の中心市街地地区」については、取手駅東口地区で平成13年に土地区画整理事業<sup>※</sup>が完了しているため本計画では西口周辺地区のみを対象とします。また、「下高井地区」についても平成23年3月に取手ゆめみ野のまちびらきがあり、事業は完了しています。その他、取り巻く環境の変化と事業の実現性を考慮し「稲戸井健康スポーツ地区」については本計画の緑化重点地区には含めないものとします。



緑化重点地区の範囲

## 3 現状と課題

### 3-1 みどりの整備状況

取手駅西口周辺地区は、茨城県南地域の交通の要衝であり周辺市町村圏住民の日常生活拠点となっており、市では取手駅北土地利用構想においてまちづくりの目標として「市民の健康を増進し、活力を創出する中心市街地 ウェルネス・タウン取手の創造」を掲げ、まち全体の健康・医療・福祉施策と連携し、そのハブ機能となる中心市街地の形成を目指して都市基盤整備を進めてきました。その中で、「ウェルネス・タウン取手の創造」の拠点施設として、取手ウェルネスプラザが平成27年10月1日に開館しました。取手ウェルネスプラザの南側には、野外ステージを合わせ持つ取手ウェルネスパークの整備を一体的に行いました。公園面積は1,800㎡で、南側という恵まれた採光条件を活かした植栽配置により、やすらぎを感じられる木陰を演出しています。

また、令和4年度までを事業期間とした取手駅北地区土地区画整理事業※が施行中であり都市計画道路の整備とともに植栽帯を設置したポケットパーク※が整備されています。

### 3-2 重点地区における課題

この地区では、中心市街地の求心力の維持・向上のため、商業の再生だけではなく新たなまちづくりが求められています。円滑な歩行回遊性の確保とともに重点的・一体的なバリアフリー化を推進する必要があります。さらに、今後人口減少や少子高齢化が進行する中でも多世代が安全かつ健康的に暮らし続けるために、中心市街地である取手駅周辺への各種都市機能や居住の誘導による集約型のまちづくりの検討が進められています。

このようなまちづくりにおいて、市民の憩いの場となる公園の維持管理や、市の玄関口にふさわしく快適に回遊できる緑豊かな街路景観の形成が必要であり、緑化重点地区として地域と連携した取組みが求められています。

## 4 緑化施策

### 4-1 整備方針

取手駅周辺地区における整備方針を以下の通りとします。

#### 緑豊かな公園とうるおいある快適な街なか回遊空間の創出

- 公園における良好な緑環境の維持保全及び公共施設や民間敷地における緑化の推進により、環境に配慮した都市空間を形成します。
- 道路空間や沿道建物との調和を図りながら、地域との連携により、草花等によるうるおいある街路景観を創出します。
- 壁面緑化等の導入及び公開空地<sup>※</sup>における回遊性を高めつつ魅力あるオープンスペース<sup>※</sup>の整備を促進します。

### 4-2 緑化の推進に係る施策

#### (1) 公園

- ・公園内のまとまった植栽について、将来形を見据えた段階的な育成と適正な維持管理により、緑量の確保とうるおいある景観形成を図ります。

#### (2) 道路空間

- ・道路空間においては、既存の植樹帯を活用し、沿道住民の理解と協力を得ながら草花による緑化等を進めます。
- ・沿道住民や沿道企業等が街なかの緑化に参画できるよう、市民のニーズを反映しつつ緑化推進の支援制度の創設を検討します。

#### (3) 西口交通広場

- ・西口交通広場については、シンボルとなる植栽の配置により、玄関口にふさわしい緑豊かな景観を形成します。

#### (4) 公共施設

- ・公共施設においては、修景や夏場の日差しを遮る木陰空間の確保に配慮した植栽を推進します。

#### (5) 住宅

- ・沿道の理解と協力のもと、住宅敷地において生け垣等の緑化を誘導します。また、駐車場や駐輪場、その他付帯設備には目隠しとなるような植栽等を配置するように誘導し、緑とうるおいを感じることでできる街並みの形成を目指します。

#### (6) 民間施設

- ・今後、地区内に民間施設が整備される場合は、民間事業者の理解と協力を得ながら、壁面緑化等の導入及び公開空地<sup>※</sup>における回遊性を高めつつ魅力あるオープンスペース<sup>※</sup>の整備を促進します。
- ・公開空地<sup>※</sup>等での緑化に当たっては、民間事業者の協力、連携のもと、市民活動団体等による参画を推進します。